

## 国立大学法人北海道大学職員給与規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人北海道大学職員就業規則（平成16年海大達第85号。以下「職員就業規則」という。）第40条及び国立大学法人北海道大学船員就業規則（平成16年海大達第86号。以下「船員就業規則」という。）第41条の規定に基づき、国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。  
(給与支給の基準)

**第2条** 職員の給与支給の基準については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。第50条第3項第2号において「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、本学の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めるものとし、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及び船員法（昭和22年法律第100号）の定めるところによる。  
(給与の種類)

**第3条** 職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

2 諸手当の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当及び看護職員等特別調整手当
- (2) 高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、夜間看護等手当、極地観測手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、学位論文審査手当、夜間業務手当及びオンコール手当
- (3) 期末手当及び勤勉手当
- (4) 通勤手当
- (5) 寒冷地手当
- (6) 入試手当

(給与の支給日)

**第4条** 基本給及び前条第2項第1号に定める手当は、その月の月額的全額を毎月17日に、同項第2号に定める手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日に支給する。

2 前条第2項第3号に定める手当は、6月30日及び12月10日（以下この項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは支給日の前日に支給する。

3 前条第2項第4号に定める手当は、第31条第5項に規定する支給単位期間に係る最初の月の第1項に規定する給与の支給日に支給する。

4 前条第2項第5号に定める手当は、11月から翌年の3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。

5 前条第2項第6号に定める手当は、回数を単位として支給する業務にあつては当該入学試験が実施された日の属する月の翌月の第1項に規定する給与の支給日に、日数を単位として支給する業務にあつては当該業務に従事した日の翌月の同項に規定する給与の支給日に支給する。

(給与の支払)

**第5条** 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、労基法第24条に基づく協定及び船員法第53条に基づく労働協約並びにその他法令に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員から書面による申し出があつた場合には、給与はその指定する銀

行その他の金融機関における預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁済は、給与には含まない。

(日割計算)

**第6条** 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給し、基本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額は、その月の現日数から国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号。以下「職員労働時間等規程」という。)第6条及び国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成16年海大達第92号。以下「船員労働時間等規程」という。)第10条に規定する休日(職員労働時間等規程第7条及び船員労働時間等規程第14条の規定により休日の振替を行い、休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる日)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、特地域勤務手当、特地域勤務手当に準ずる手当、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当及び看護職員等特別調整手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

**第7条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第4条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき

(2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

**第8条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第4条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与をすみやかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき

(4) その他特に必要と認めるとき

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第9条** 第22条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに特地域勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)及び特地域勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)の月額の合計額を155で除して得た額とする。

2 第46条から第48条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額並びにこれらの給与に対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに初任給調整手当、特地域勤務手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、特地域勤務手当に準ずる手当(算出の基礎から扶養手当を除く。)、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当、看護職員等特別調整手当及び寒冷地手当(世帯等の区分が世帯主である職員の区分である職員にあっては、その他の世帯主である職員の区分に係る手当)の月額の合計額を155で除して得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第46条から第48条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、防疫等作業手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当又は極地観測手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該業務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1月単位で支給されるものにあつては、その額を155で除した額とし、1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を前項に定める額に加算した額とする。

(端数計算)

**第10条** 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与の額及び第46条から第48条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その

額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

**第11条** この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 基本給

(基本給)

**第12条** 基本給は、基本給表に定める職務の級及び号俸に対応する基本給月額により支給する。

2 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各基本給表の適用範囲は、それぞれ当該基本給表に定めるものとする。

- (1) 一般職基本給表(別表第1)
  - イ 一般職基本給表(A)
  - ロ 一般職基本給表(B)
- (2) 海事職基本給表(別表第2)
  - イ 海事職基本給表(A)
  - ロ 海事職基本給表(B)
- (3) 教育職基本給表(別表第3)
- (4) 医療職基本給表(別表第4)
  - イ 医療職基本給表(A)
  - ロ 医療職基本給表(B)
- (5) 指定職基本給表(別表第5)
- (6) 特定職基本給表(別表第6)
- (7) U R A職基本給表(別表第6の2)

(初任給)

**第13条** 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

**第14条** 職員就業規則第12条及び船員就業規則第13条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

2 勤務成績が良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

**第15条** 職員就業規則第13条及び船員就業規則第14条の規定により降任した職員については、下位の級に降格させることができる。

2 職員就業規則第14条の3第1項及び船員就業規則第15条の2第1項の規定により特命職に配置換えされた職員であって、次の表に掲げるものについては、下位の級に降格させる。

基本給表	職員
一般職基本給表(A)	職務の級7級以上の職員
海事職基本給表(A)	職務の級6級以上の職員
教育職基本給表	職務の級5級の職員
医療職基本給表(A)	職務の級7級以上の職員
医療職基本給表(B)	職務の級6級以上の職員
U R A職基本給表	職務の級6級以上の職員

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

**第16条** 職員を基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(基本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

**第17条** 職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

**第18条** 職員(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(第15条第2項の表に掲げる職員にあっては、3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 次に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳を超える職員(次号及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 57歳を超える職員(一般職基本給表(B)の適用を受ける職員に限る。)

(3) 58歳を超える職員(職員就業規則第2条第2項及び船員就業規則第2条第4号に規定する職員(次項において「教員」という。)に限る。)

4 55歳を超え、58歳に満たない教員に関する第2項の規定の適用については、同項中「4号俸(第15条第2項の表に掲げる職員にあっては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。

5 前4項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合には、別に定める日に昇給を行うことがある。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

**第19条 削除**

**第3章 給与の特例等**

(特命職に配置換えされた者等の給与)

**第20条** 職員就業規則第14条の3及び船員就業規則第15条の2の規定により特命職に配置換えされ、又は採用された職員についてのこの規程の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	基本給月額	基本給月額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)
第25条第3項	調整基本額	調整基本額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)
第27条第3項	掲げる額	掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)

(休職者の給与)

**第21条** 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この条において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第16条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償、船員法第91条第1項による傷病手当及び労災保険法第14条による休業補償給付(休業特別支援金を含む。))を受けたときは、これを控除した額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、職員が職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第16条第1項第1号の規定による休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾病にあっては、2年)に達するまでは、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下この条において「基本給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が刑事事件に関し起訴され、職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第16条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給、基本給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第15条第1項第3号若しくは第4号又は船員就業規則第16条第1項第3号若しくは第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の70以内(職員就業規則第15条第1項第3号又は船員就業規則第16条第1項第3号の規定による場合であつて、当該職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第15条第1項第5号、第7号若しくは第8号又は船員就業規則第16条第1項第5号若しくは第7号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、給与は支給しない。
- 6 職員が職員就業規則第15条第1項第6号若しくは第9号又は船員就業規則第16条第1項第6号若しくは第8号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、前5項との均衡を考慮し、基本給等のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めがない限り、第1項から第4項まで及び前項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 休職にされた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日及び復職の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができるものとする。

(育児休業者等の給与)

**第22条** 国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号。以下「育児・介護休業等規程」という。)第3条の規定による育児休業又は同規程第7条の2の規定による出生時育児休業(以下この条において「育児休業等」という。)を取得した職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業等をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業等をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
  - イ 第50条(期末手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員
  - ロ 第51条(勤勉手当)に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員
- (3) 育児休業等をしていた職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業等をした期間に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、前条第8項の規定に準じてその者の号俸を調整することができるものとする。

2 育児・介護休業等規程第10条の規定による育児部分休業を取得した職員の給与については、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に育児部分休業により勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(育児短時間勤務職員の給与)

**第22条の2** 育児・介護休業等規程第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)についてのこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第4項	代わる日)	代わる日)並びに国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号。以下「育児・介護休業等規程」という。)第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の勤務日以外の日(1週のうち5日間勤務する場合を除く。)
第9条第1項	155	155に育児・介護休業等規程第13条の2第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の当該承認を受けた1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等

		規程第2条若しくは第15条第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た数
第9条第2項	<p>特勤手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、特勤手当に準ずる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当、看護職員等特別調整手当及び寒冷地手当（世帯等の区分が世帯主である職員の区分である職員にあっては、その他の世帯主である職員の区分に係る手当）の月額を155に算出率を乗じて得た額</p>	<p>特勤手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、特勤手当に準ずる手当（算出の基礎から扶養手当を除く。）、基礎クラス担任等手当、クロスアポイントメント手当、特別拠点手当、看護職員等特別調整手当及び寒冷地手当（世帯等の区分が世帯主である職員の区分である職員にあっては、その他の世帯主である職員の区分に係る手当）の月額を155に算出率を乗じて得た額</p>
第12条第1項（第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	により	に算出率を乗じて得た額により
第25条第3項（第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第27条第3項（第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	とする。この	に算出率を乗じて得た額とする。この
第31条第2項第2号	定める額	<p>定める額（育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）</p>
第46条第1項及び第3項	支給する	<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、所定の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合</p>

		計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第49条の5第2項、第49条の7第2項及び第49条の8第2項	とする	に算出率を乗じて得た額とする
第50条第2項	基本給、基本給の調整額	基本給及び基本給の調整額の月額を算出率で除して得た額
第51条第2項	基本給、基本給の調整額	基本給及び基本給の調整額の月額を算出率で除して得た額

（介護休業者等及び自己啓発休業者の給与）

**第23条** 育児・介護休業等規程第14条の規定による介護休業を取得した職員の給与については、第22条第1項各号の規定を準用する。この場合において、第22条第1項各号中「育児休業等」とあるのは「介護休業」と読み替えるものとする。

2 育児・介護休業等規程第20条の規定による介護部分休業を取得した職員の給与については、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に介護部分休業により勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

3 育児・介護休業等規程第27条の規定による自己啓発休業を取得した職員の給与については、第22条第1項第1号及び第3号の規定を準用する。この場合において、同項第1号及び第3号中「育児休業等」とあるのは「自己啓発休業」と読み替えるものとする。

（フレックスタイム制適用者の給与）

**第23条の2** 職員労働時間等規程第15条の3の規定によりフレックスタイム制が適用される職員についてのこの規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第46条第1項	所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員	労基法第32条の3に基づく労使協定に定める清算期間における総労働時間（以下この項及び次項において「総労働時間」という。）を超えて勤務した職員
第46条第1項及び第2項	所定の勤務時間以外の時間に勤務した	総労働時間を超えて勤務した
第47条第1項	所定の勤務時間以外の時間に	7時間45分を超えて
第47条第1項	当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に	当該休日に勤務した全時間のうち、7時間45分を超えて
第48条第1項	所定の勤務時間が深夜に割り振られた	深夜に勤務した
第48条第1項	深夜に勤務を命ぜられた	深夜に勤務した

（給与の減額）

**第24条** 職員が勤務しないときは、職員労働時間等規程第18条及び船員労働時間等規程第16条に規定する休暇による場合又は国立大学法人北海道大学職員兼業規程第6条第1号から第3号までの

規定による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第9条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は職員就業規則第52条及び船員就業規則第54条の規定に基づく疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

#### 第4章 諸手当

（基本給の調整額）

**第25条** 基本給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により基本給の調整を行う職は、別表第7の勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。
- 3 職員の基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第8に掲げる調整基本額にその者に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

**第26条** 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職（以下「管理職」という。）を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 管理職手当の月額、次の表に掲げる適用区分に応じた支給額（育児短時間勤務職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条若しくは第15条第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

適用区分	支給額
I種	200,000円
II種	100,000円
III種	80,000円
IV種	65,000円
V種	60,000円
VI種	50,000円

- 3 前項に規定する管理職手当の月額、労基法第37条第4項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 管理職を占める職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合（労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。）には、その月の管理職手当は支給しない。

（初任給調整手当）

**第27条** 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員（教育職基本給表の適用を受ける職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、月額51,100円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- 2 前項に掲げる職員以外の職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有するものには、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第9に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法



に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている職員が職員就業規則第15条第1項又は船員就業規則第16条第1項の規定による休職にされた場合における当該職員に対する別表第9の適用については、当該休職の期間(第21条の規定により給与の全額を支給される期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。  
(扶養手当)

**第28条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	6,500円(ただし、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員、海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員及びUR A職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員にあっては3,500円、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上の職員にあっては、支給しない。)
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(ただし、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員、海事職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員、教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級の職員、医療職基本給表(A)の適用を受ける職員でその職務の級が8級の職員及びUR A職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級の職員にあっては3,500円、一般職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上の職員にあっては支給しない。)
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。  
(地域手当)

**第29条** 地域手当は、次項の表の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

2 地域手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の

表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

都道府県	支給地域	支給割合
北海道	札幌市	100分の3
東京都	特別区	100分の20

- 3 6箇月を超えて第1項による地域手当を支給されている職員が、前項の表の支給割合欄に掲げる支給割合のより低い支給地域又は支給地域欄に掲げる地域以外に異動した場合は、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合をもって、前項の規定の例により得た月額を地域手当として支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に第2項の表の支給地域欄に掲げる地域以外に異動した場合における地域手当の支給については、別に定めるところによる。
- 4 国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の職員若しくは独立行政法人の職員、その他別に定める法人等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合において、前2項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、別に定めるところにより、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

**第29条の2** 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)に伴う勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の職員若しくは独立行政法人の職員、その他別に定める法人等の職員であった者が、引き続き本学の職員となり、これに伴い勤務箇所に変更があったものその他前2項の規定による広域異動手当を支給する職員との権衡上必要があると認められる職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

**第30条** 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手

当の月額、職員の区分に応じて同表に定める額(同表各号のいずれにも該当する職員にあっては、同表各号に掲げる額の合計額)とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、国の機関又は他の国立大学法人等から有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。)	住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
(2) 第32条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、国の機関又は他の国立大学法人等から貸与されている有料宿舎を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認めたもの	前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

(通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が二以上の交通機関等を利用するものとして運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)	2,000円

が片道5キロメートル未満である職員	
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 本学の勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

(単身赴任手当)

**第32条** 本学の勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他これら職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
------	-----

100km以上 300km未満	8,000円
300km以上 500km未満	16,000円
500km以上 700km未満	24,000円
700km以上 900km未満	32,000円
900km以上 1,100km未満	40,000円
1,100km以上 1,300km未満	46,000円
1,300km以上 1,500km未満	52,000円
1,500km以上 2,000km未満	58,000円
2,000km以上 2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

- 3 本学への採用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、本学に採用される直前の住居から採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他前2項の規定による単身赴任手当を支給する職員との権衡上必要があると認められる職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(高所作業手当)

- 第33条** 高所作業手当は、次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額(作業に従事した時間が4時間に満たない場合においては、その額に100分の60を乗じて得た額)とする。

作業の区分	手当額
(1) 北方生物圏フィールド科学センターに所属する職員が地上10メートル以上の樹木上で種子採取等の作業に従事したとき	220円(当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたときは、320円)
(2) 施設部に所属する職員が地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき	200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)

(爆発物取扱等作業手当)

- 第34条** 爆発物取扱等作業手当は、一般職基本給表(A)の適用を受ける職員が直接に高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき 300円(作業に従事した時間が4時間に満たない場合においては、180円)とする。

(航空手当)

- 第35条** 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 試作又は改造の航空機用機器材の実験
- (2) 気象、地象又は水象の観測又は調査
- (3) 水路又は陸地の測量
- (4) 磁気探査又は核原料資源の調査
- (5) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験
- (6) 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査
- (7) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査

- 2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額とする。

職務の級	手当額
一般職基本給表(A) 2級以上の級 教育職基本給表 2級以上の級	1,900円
一般職基本給表(A) 1級の級 教育職基本給表 1級	1,200円

- 3 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度5,000メートル以上の高空を30分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の第1項の手当額は、前項に定める手当額

に、当該業務に従事した時間1時間につき前項に定める額の100分の30に相当する額を加算した額とする。

- 4 第1項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、第2項の規定により得られる額にその搭乗した日1日につきそれぞれ870円(日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300円)を加算した額とする。

(種雄牛馬取扱手当)

**第36条** 種雄牛馬取扱手当は、北方生物圏フィールド科学センターに所属する職員が種雄牛馬の精液の採取の作業に従事したとき、又は種雄牛馬の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬を御する作業に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円(作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、138円)とする。

(死体処理手当)

**第37条** 死体処理手当は、次の表に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表の定める額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当を、支給しない。

(1) 医学部及び歯学部の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている職員のうち一般職基本給表(A)の適用を受ける職員が当該教室における死体の処理作業に従事したとき	3,200円
(2) 職員のうち一般職基本給表(A)の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき	1,000円

(防疫等作業手当)

**第38条** 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びにこれらに相当すると認められる感染症(以下「感染症」という。)の患者を入院させるための感染症病棟又は感染症病室に配置されている職員のうち教育職基本給表の適用を受ける職員以外の職員が、感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき、支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(放射線取扱手当)

**第39条** 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。ただし、職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合に限る。

- (1) 診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき  
(2) 前号のほか、職員が放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第1条第1号に規定する管理区域内において行う業務に従事したとき

- 2 前項の手当の額は、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

(異常圧力内作業手当)

**第40条** 異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が、高気圧治療室内において高圧の下で診療又は臨床実験の作業に従事したとき。  
(2) 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。  
(3) 職員が次の表に定める潜水船に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事したとき。

所属機関	潜水艦名
国立研究開発法人海洋研究開発機構	しんかい6500

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業 作業に従事した時間1時間につき、気圧の区分に応じて次の表に定める額

気圧の区分	手当額
-------	-----

0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

- (2) 前項第2号の作業 作業に従事した時間1時間につき、潜水深度の区分に応じて次の表に定める額

潜水深度の区分	手 当 額
20メートルまで	310円
30メートルまで	780円
30メートルを超えるとき	1,500円

- (3) 前項第3号の作業 作業に従事した時間1時間につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額(潜水深度が300メートルを超える海中における作業に従事した場合にあっては、同表に定める額にその100分の30に相当する額を加算した額)

職務の級等	手 当 額
一般職基本給表(A)4級以上の級 教育職基本給表3級以上の級	2,200円
一般職基本給表(A)3級及び2級 教育職基本給表2級	1,700円
一般職基本給表(A)1級 教育職基本給表1級	1,400円

(山上等作業手当)

- 第41条** 山上等作業手当は、次に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表に定める額とする。

作業の区分	手当額
(1) 職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として別表第10に指定するものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したとき	410円
(2) 職員のうち一般職基本給表の適用を受ける職員が、勤務環境の劣悪な山上等の研究林として別表第11に指定するものにおいて、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき	260円

(夜間看護等手当)

- 第42条** 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。
  - (2) 医療職基本給表の適用を受ける職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の業務 勤務の区分に応じて次の表に定める額

勤 務 の 区 分	手当額
その勤務時間が深夜の全部を含む勤務	7,300円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,550円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,100円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,150円

- (2) 前項第2号の業務 1,620円

- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第31条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合(当該通勤のため料金の一部又は全部を大学が負担するタクシー等を利用する場合を除く。)における第1項第1号の業務に係る手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、職員の区分に応じて次の表に定める額を加算

した額とする。

職 員 の 区 分	手当額
通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の職員	1,140円

（極地観測手当）

**第43条** 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して極地観測手当に相当する手当を支給されるときにあっては、この限りでない。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職 務 の 級 等	手当額
一般職基本給表(A)7級以上の級 海事職基本給表(A)6級以上の級 教育職基本給表5級	4,100円
一般職基本給表(A)6級、5級及び4級 海事職基本給表(A)5級及び4級 海事職基本給表(B)6級 教育職基本給表4級及び3級	3,100円
一般職基本給表(A)3級 海事職基本給表(A)3級 海事職基本給表(B)5級 教育職基本給表2級	2,400円
一般職基本給表(A)2級 海事職基本給表(A)2級 海事職基本給表(B)4級及び3級 教育職基本給表1級	2,000円
一般職基本給表(A)1級 海事職基本給表(A)1級 海事職基本給表(B)2級	1,900円
海事職基本給表(B)1級	1,800円

（特地勤務手当）

**第44条** 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する施設として別表第12の施設名欄に掲げる施設（以下「特地施設」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、特地勤務手当基礎額に、別表第12の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合
2級地	100分の8
1級地	100分の4

3 前項の特地勤務手当基礎額は、職員が特地施設に勤務することとなった日に受けていた基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務職員以外の職員であって、前項に定める日において育児短時間勤務職員であったもの 同項中「受けていた基本給、基本給の調整額及び」とあるのは、「受けていた基本給、基本給の調整額の月額を同日における算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員であって、前項に定める日において育児短時間勤務職員以外の職員であったもの 同項中「基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とあるのは、「基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額」とする。



と」とあるのは、「基本給、基本給の調整額の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。

- (3) 育児短時間勤務職員であって、前項に定める日において育児短時間勤務職員であったもの同項中「受けていた基本給、基本給の調整額及び」とあるのは、「受けていた基本給、基本給の調整額の月額を同日における算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

**第 45 条** 職員が施設を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する施設が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する施設又はその移転した施設が特地施設又はこれらに準ずると認められた別表第 13 に掲げる施設(以下「準特地施設」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動又は施設の移転の日から6年以内の期間、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 前項の手当の月額は、同項に規定する異動又は施設の移転の日を受けていた基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額(次条において「異動等の日の基本給等の合計額」という。)に、次の表に掲げる期間等の区分に応じ、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額(次条において「上限額」という。))を超えるときは、当該額とする。

期間等の区分		支給割合
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	2級地又は1級地	100分の5
	準特地施設	100分の4
異動の日から起算して4年に達した後から5年に達するまでの間		100分の4
異動等の日から起算して5年に達した後		100分の2

- 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
- (1) 育児短時間勤務職員以外の職員であって、前項に規定する異動又は施設の移転の日において育児短時間勤務職員であったもの 前項中「受けていた基本給、基本給の調整額及び」とあるのは、「受けていた基本給、基本給の調整額の月額を同項に規定する異動又は施設の移転の日における算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。
- (2) 育児短時間勤務職員であって、前項に規定する異動又は施設の移転の日において育児短時間勤務職員以外の職員であったもの 前項中「基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「基本給、基本給の調整額の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員であって、前項に規定する異動又は施設の移転の日において育児短時間勤務職員であったもの 前項中「受けていた基本給、基本給の調整額及び」とあるのは、「受けていた基本給、基本給の調整額の月額を同項に規定する異動又は施設の移転の日における算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整)

**第 45 条の 2** 前条の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員のうち第 29 条の 2 の規定により広域異動手当(その支給割合が100分の1を超えるものに限る。)を支給される職員の当該特地勤務手当に準ずる手当の月額は、当該異動等の日の基本給等の合計額に、次の各号に掲げる当該広域異動手当の支給割合の区分に応じ、前条第 2 項の規定による支給割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額(その額が上限額を超えるときは、当該上限額)とする。

- (1) 100分の2を超える支給割合 100分の2  
 (2) 100分の1を超え100分の2以下の支給割合 100分の1

(超過勤務手当)

**第 46 条** 職員労働時間等規程第 10 条第 1 項の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間が、次条の規定により休日

給が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

- 3 船員労働時間等規程第5条の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して、船員労働時間等規程第6条の規定に基づき、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の130(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の155)を超過勤務手当として支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間が、次条の規定により休日給が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間に対して、船員労働時間等規程第6条の規定に基づき、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、超過勤務手当を支給しない。

(休日給)

**第47条** 職員労働時間等規程第10条第1項及び船員労働時間等規程第5条の規定により、職員労働時間等規程第6条及び船員労働時間等規程第10条に規定する休日(職員労働時間等規程第7条第1項及び船員労働時間等規程第14条第1項の規定により休日の振替を行った場合は、当該休日に代わる日)に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間(職員労働時間等規程第7条第1項及び船員労働時間等規程第14条第1項の規定により休日の振替を行い、休日に勤務した職員にあっては、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間。)に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、休日に勤務した時間が、前条の規定により超過勤務手当が支給されることとなる時間と合わせて1箇月について60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、休日に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を休日給として支給する。
- 3 職員労働時間等規程第15条又は第15条の4の規定により変形労働時間制を適用される職員にあっては、職員労働時間等規程第15条第3項又は第15条の4第3項の規定により休日と指定した日を第1項の規定による休日とみなして適用し、休日給を支給する。
- 4 前条第5項の規定は、休日給について準用する。

(夜勤手当)

**第48条** 職員労働時間等規程第15条の規定により変形労働時間制を適用される職員、職員労働時間等規程第15条の3の規定によりフレックスタイム制を適用される職員及び船員労働時間等規程第3条の規定を適用される職員のうち、所定の勤務時間が深夜に割り振られた職員には、深夜に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条第2項及び第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前2条の規定により、深夜に勤務を命ぜられた時間を含めて、超過勤務手当又は休日給が支給されることとなる場合を除く。)

- 2 第46条第5項の規定は、夜勤手当について準用する。

(宿日直手当)

**第49条** 宿日直手当は、職員が職員労働時間等規程第12条の規定により次に掲げる宿直又は日直の勤務(以下この条において、「当直勤務」という。)を命じられた場合に支給する。

- (1) 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設内の監視を目的とする当直勤務

- (2) 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務
- (3) 北海道大学病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務

2 前項の手当の額は、当直勤務1回につき、当直勤務の区分に応じて次の表に定める額とする。

当直勤務の区分	手当額
前項第1号の当直勤務	4,400円
前項第2号の当直勤務	5,300円
前項第3号の当直勤務	13,000円

3 第1項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。  
(学位論文審査手当)

**第49条の2** 学位論文審査手当は、北海道大学学位規程(昭和33年海大達第12号)第7条に規定する審査委員となった職員が、同規程第4条第1項に規定する申請に基づき学位論文の審査、試験及び試問等(次項において「審査等」という。)を行った場合に支給する。

2 前項の手当の額は、審査等を行った論文1件につき、主査にあっては24,000円、主査以外にあっては10,000円とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、学位論文審査手当を支給しない。

(夜間業務手当)

**第49条の3** 夜間業務手当は、北海道大学病院に勤務する次に掲げる職員が、所定の勤務時間による勤務の全部が深夜において行われる救急医療又は医療技術の業務に従事した場合に支給する。

- (1) 麻酔科、救急科、救命救急センター、集中治療部、新生児集中治療室又は母体・胎児集中治療室に勤務する医師免許を有する職員
- (2) 薬剤部に勤務する薬剤師免許を有する職員
- (3) 検査・輸血部に勤務する臨床検査技師免許を有する職員
- (4) 放射線部に勤務する診療放射線技師免許を有する職員
- (5) ME機器管理センターに勤務する臨床工学技士免許を有する職員
- (6) 救命救急センターに勤務する救急救命士免許を有する職員

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、同項第1号の職員にあっては20,000円、同項第2号から第6号までの職員にあっては6,800円とする。

**第49条の4** 削除

(基礎クラス担任等手当)

**第49条の5** 基礎クラス担任等手当は、本学の第1年次の学生の修学指導等を行うために編成した基礎クラスに置かれるクラス担任及びクラス副担任である職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 基礎クラス担任等手当の月額額は、クラス担任にあっては6,000円、クラス副担任にあっては3,000円とする。

3 クラス担任又はクラス副担任である職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第7条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の基礎クラス担任等手当は支給しない。

(クロスアポイントメント手当)

**第49条の6** クロスアポイントメント手当は、国立大学法人北海道大学における教員のクロスアポイントメントの適用に関する規程(平成27年海大達第68号)によりクロスアポイントメントの適用を受ける職員であって、本学及び他機関(同規程第2条第2号に規定する他機関をいう。次項において同じ。)が特に認めた者に対して支給する。

2 クロスアポイントメント手当の月額及び支給期間は、本学と他機関との協議により決定する。ただし、手当の月額額は、前項に規定する職員が、当該他機関にクロスアポイントメントの適用を受けずに採用されたと仮定した場合に受けることとなる給与額に相当する額に当該他機関における勤務割合を乗じて得た額と、当該職員がクロスアポイントメントの適用を受けない場合に本学から受けることとなる給与額に相当する額に当該他機関における勤務割合を乗じて得た額との差額を超えな

いものとする。

(特別拠点手当)

**第 49 条の 7** 特別拠点手当は、創成研究機構化学反応創成研究拠点に勤務する職員のうち、別に定める者に支給する。

2 特別拠点手当の月額は、300,000 円を超えない範囲で別に定める額とする。

3 第 1 項の規定により特別拠点手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第 7 条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の特別拠点手当は支給しない。

(看護職員等特別調整手当)

**第 49 条の 8** 看護職員等特別調整手当は、北海道大学病院に勤務する次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 看護部に所属する職員

(2) 医療技術部に所属する職員

(3) 栄養士免許を必要とする業務を職務とする職員

2 看護職員等特別調整手当の月額は、7,800 円とする。

3 第 1 項の規定により看護職員等特別調整手当の支給を受ける職員が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合(労災保険法第 7 条に規定する業務災害又は通勤災害を受けたと認められ、療養のため勤務しないことを大学が特に認めた場合を除く。)には、その月の看護職員等特別調整手当は支給しない。

(オンコール手当)

**第 49 条の 9** オンコール手当は、北海道大学病院に勤務する次に掲げる職員が、緊急の診療、医療支援等の業務に備えるため、所定の勤務時間以外の時間に自宅等に待機することを命じられた場合に支給する。

(1) 医師又は歯科医師

(2) 医療技術部に所属する職員

2 前項の手当の額は、同項の規定による待機 1 回につき、同項第 1 号の職員にあっては 5,000 円、同項第 2 号の職員にあっては 3,000 円とする。

3 第 1 項の規定による待機は、第 46 条から第 48 条までの勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

**第 50 条** 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する職員に対して、各基準日ごとに支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第 22 条及び船員就業規則第 23 条に該当して解雇され、又は死亡した職員(第 3 項第 2 号に規定する者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき基本給、基本給の調整額、扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額)に、次の表(1)に定める職員にあっては、基本給、基本給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額)に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(次条第 2 項において「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(職員就業規則第 15 条第 1 項各号及び船員就業規則第 16 条第 1 項各号の規定による休職にされている者(第 21 条第 1 項の規定の適用を受ける者を除く。))を除く。)にあっては、その額に基本給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(次条第 2 項において「管理職加算額」という。)を加算した額を加算した額を基礎として、100 分の 122.5 (次の表(2)に定める職員(海事職基本給表(A)においてⅢ種である職員を除く。次条第 2 項において「特定管理職員」という。))にあっては 100 分の 102.5、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては 100 分の 65) を乗じて得た額に、基準日以前 6

箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

基本給表	職員	加算割合
一般職基本給表(A)	職務の級8級以上の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
一般職基本給表(B)	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級の職員及び3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
海事職基本給表(A)	職務の級7級の職員	100分の20
	職務の級6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
海事職基本給表(B)	職務の級6級の職員	100分の10
	職務の級5級及び4級の職員	100分の5
教育職基本給表	職務の級5級の職員	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10(職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15)
	職務の級2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職基本給表(A)	職務の級6級以上の職員	100分の15
	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の職員並びに2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職基本給表(B)	職務の級6級以上の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員及び2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
指定職基本給表		100分の20
特定職基本給表		100分の20
URA職基本給表	職務の級7級の職員	100分の20
	職務の級6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級及び3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員	100分の5

表(2)

基本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職基本給表(A)	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
海事職基本給表(A)	II種	6級以上	100分の15
	III種(別に定める職員に限る。)		100分の10

教育職基本給表	I種	5級	100分の15
医療職基本給表(B)	II種	6級以上	100分の15
指定職基本給表			100分の25
特定職基本給表			100分の25
URA職基本給表	II種	6級及び7級	100分の15

表(3)

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に次に掲げる者である場合

イ 無給休職者(職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

ロ 刑事休職者(職員就業規則第15条第1項第2号及び船員就業規則第16条第1項第2号(イに掲げる者を除く。))の規定に該当して休職にされている職員をいう。)

ハ 出勤停止者、停職者(職員就業規則第44条第3号及び船員就業規則第45条第3号に規定する出勤停止にされている職員並びに職員就業規則第44条第4号及び船員就業規則第45条第4号に規定する停職にされている職員をいう。)

ニ 育児・介護休業等規程第3条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員以外の職員

ホ 育児・介護休業等規程第7条の2の規定により出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員以外の職員

ヘ 育児・介護休業等規程第14条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間を含む。)がある職員以外の職員

ト 育児・介護休業等規程第27条の規定により自己啓発休業をしている職員

(2) 基準日1箇月以内に退職し、又は解雇され、かつ、次に掲げる者である場合

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった者

ロ その退職し、又は解雇された日後基準日までの間において給与法の適用を受ける職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された日後基準日までの間において他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。)

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし、又は一時差止とする。

(勤勉手当)

**第51条** 勤勉手当は、基準日に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、各基準日ごとに支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第22条及び船員就業規則第23条に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき基本給、基本給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額(前条の表(2)に定める職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)(指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「指定職等職員基礎額」という。))に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の

表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定管理職員にあつては100分の122.5、指定職基本給表及び特定職基本給表の適用を受ける職員にあつては指定職等職員基礎額に100分の105）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の 5
零	0

- 3 前条第3項（第1号ロを除く。）及び第4項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第3項第1号イ中「無給休職者（職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）」とあるのは「休職者（職員就業規則第15条第1項各号及び船員就業規則第16条第1項各号の規定による休職にされている職員（第21条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」と、同号ニ、ホ及びへ中「勤務した期間（これに相当する期間を含む。）」とあるのは「勤務した期間」と読み替えるものとする。

## 第52条 削除 （寒冷地手当）

第53条 職員のうち、11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において別表第14に掲げる支給地域に在勤する職員（以下「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、別表第15に掲げる寒冷地の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる月額とする。
- 3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- (1) 第21条第2項、第4項（給与の全額の支給を受ける職員を除く。）又は第6項（給与の全額の支給を受ける職員を除く。）の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の基本給の支給について用いられた同条第2項、第4項又は第6項の規定による割合を乗じて得た額
  - (2) 第24条第2項の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
  - (3) 職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第16条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員 零
  - (4) 職員就業規則第15条第1項又は船員就業規則第16条第1項の規定により休職にされている職員（第3号に掲げる職員を除く。）のうち、給与の支給を受けていない職員 零
  - (5) 職員就業規則第44条第3号又は船員就業規則第45条第3号に規定する出勤停止にされている職員若しくは職員就業規則第44条第4号又は船員就業規則第45条第4号に規定する停職にされている職員 零
  - (6) 育児・介護休業等規程第3条の規定により育児休業をしている職員 零

- (7) 育児・介護休業等規程第7条の2の規定により出生時育児休業をしている職員 零
  - (8) 育児・介護休業等規程第14条の規定により介護休業をしている職員 零
  - (9) 育児・介護休業等規程第27条の規定により自己啓発休業をしている職員 零
  - (10) 基準日から当該基準日の属する月の末日までの期間の全日数にわたって本邦外にある職員(別表第15に規定する扶養親族のある職員に該当する職員を除く。) 零
- 4 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に該当する月の現日数から職員労働時間等規程第6条及び船員労働時間等規程第10条に規定する休日(職員労働時間等規程第7条及び船員労働時間等規程第14条の規定により休日の振替を行い、休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる日)の日数を差し引いた日数を基礎として、前2項の規定による額を日割りによって計算して得た額とする。
- (1) 基準日において前項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
  - (2) 基準日において前項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
  - (3) 基準日において前項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その他の同項第1号から第9号までに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
  - (4) 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第21条第2項、第4項又は第6項の規定による割合が変更された場合  
(入試手当)

**第54条** 入試手当は、別表第16に掲げる入試区分に応じ、職員が同表に掲げる担当の業務に従事した場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、別表第16に掲げる担当区分に応じて同表に掲げる手当額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員には、入試手当を支給しない。

## 第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

**第55条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。  
(承継職員に係る基本給の決定)
- 2 この規程の施行日において、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定の適用を受けた職員(以下「承継職員」という。)に適用する基本給表は、当該職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に定める俸給表に対応する右欄に定める基本給表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた俸給表	施行日に適用する基本給表
行政職俸給表(一)	一般職基本給表(A)
行政職俸給表(二)	一般職基本給表(B)
海事職俸給表(一)	海事職基本給表(A)
海事職俸給表(二)	海事職基本給表(B)
教育職俸給表(一)	教育職基本給表
医療職俸給表(二)	医療職基本給表(A)
医療職俸給表(三)	医療職基本給表(B)
指定職俸給表	指定職基本給表



- 3 前項の規定により適用を受けることとなる基本給表の職務の級(以下「新級」という。)は、承継職員が施行日の前日に受けていた俸給表の職務の級(以下「旧級」という。)と同じ級に決定するものとする。
- 4 前項により決定された新級の号俸又は新級における最高の号俸を超える基本給月額(以下「新号俸等」という。)は、旧級の号俸又は旧級における最高の号俸を超える俸給月額(以下「旧号俸等」という。)と同じ号数又は同じ月額に決定するものとし、旧号俸等を受けていた期間は新号俸等を受ける期間に通算する。
- 5 施行日において、第 14 条から第 17 条までに定める異動をした承継職員の基本給は、前 3 項の規定を施行日の前日に適用されたものとみなして、当該異動に係る基本給を決定するものとする。
- 6 削除  
(承継職員に係る諸手当の取扱)
- 7 施行日の前日における一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。)第 11 条(扶養手当)、第 11 条の 9(住居手当)、第 12 条(通勤手当)及び第 12 条の 2(単身赴任手当)に規定する手当に係る認定については、施行日において当該手当の支給要件に異動がない場合に限り、この規程による認定とみなす。
- 8 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第 10 条の 3(初任給調整手当)に規定する手当の支給を受けていた職員については、施行日の前日までに当該手当を支給されていた期間を第 27 条に規定する手当が支給されていた期間とみなして、同条の規定により手当を支給するものとする。
- 9 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第 13 条の 3(特地勤務手当に準ずる手当)に規定する手当の支給を受けていた職員については、施行日以前の官署を異にする異動が第 45 条の規定による施設を異にする異動に該当するものとみなして、同条の規定により手当を支給する。この場合において、施行日の前日までに給与法第 13 条の 3の規定に基づいて手当が支給されていた期間は、第 45 条の規定による手当の支給済の期間とみなす。  
(調整手当の異動保障に関する経過措置)
- 10 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第 11 条の 7の規定による調整手当(以下「異動保障」という。)の支給を受けていた職員については、第 29 条の規定にかかわらず、異動保障を受け日から 3 年を経過する日(その日が平成 18 年 4 月 1 日以後の日となる場合は、平成 18 年 3 月 31 日)までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額を調整手当として支給する。
  - (1) 施行日から平成 17 年 3 月 31 日まで 施行日の前日において受けていた異動保障の支給割合
  - (2) 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで 前号に定める支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合  
(実施に関し必要な事項の経過措置)
- 11 この規程の実施にあたっては、第 55 条の規定により別に定めるほかは、当分の間、給与法の適用を受ける者の例によるものとする。

#### 附 則 (平成16年10月26日海大達第255号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。  
(寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 平成 16 年 10 月 29 日(以下「旧基準日」という。)以前から引き続き改正前の国立大学法人北海道大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第 14 に掲げる支給地域に在勤する職員の寒冷地手当の額については、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、当該寒冷地手当の額については、改正後の職員給与規程第 53 条第 4 項の規定を準用する。
  - (1) 平成 16 年 11 月から平成 19 年 3 月までの間にあっては、旧基準日において当該職員の在勤していた地域及び世帯等の区分に応じて改正前の職員給与規程第 53 条第 2 項に規定する額を 5 で除した額から次の表の左欄に掲げる月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額が、改正後の職員給与規程第 53 条第 2 項の規定による額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該減じた額とする。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円
平成18年11月から平成19年3月まで	10,000円

- (2) 平成19年11月から平成22年3月までの間にあっては、旧基準日において当該職員の在勤していた地域及び世帯等の区分に応じた改正前の職員給与規程第53条第2項に規定する額を5で除した額から10,000円を減じた額が、改正後の職員給与規程第53条第2項の規定による額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額のほか、その差額に相当する額に次の表の左欄に掲げる月の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を寒冷地手当の額とする。

平成19年11月から平成20年3月まで	100分の75
平成20年11月から平成21年3月まで	100分の50
平成21年11月から平成22年3月まで	100分の25

- 3 国家公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合(退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。)において、前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて寒冷地手当を支給する。
- 4 旧基準日の翌日以後、各基準日までの間に寒冷地の区分又は世帯の区分等に変更が生じた場合には、国の制度との権衡上必要な措置を講じるものとする。

#### 附 則 (平成16年12月14日海大達第264号)

この規程は、平成16年12月14日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項第2号、同条同項第6号、第4条第5項、第49条の2及び第54条の規定は平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成17年2月14日海大達第11号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、改正後の第43条の規定は、平成17年2月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成17年7月1日海大達第197号)

この規程は、平成17年7月1日から施行する。ただし、改正後の別表第14の規定は平成16年12月1日から、改正後の第3条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成17年11月29日海大達第234号)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、改正後の第50条の規定及び別表第7の規定は平成16年4月1日から、改正後の別表第16の規定は平成17年4月1日から適用し、改正後の別表第14の規定中、伊達市のうち旧有珠郡大滝村の区域に係る部分は平成18年3月1日から、虻田郡洞爺湖町のうち旧虻田郡虻田町の区域に係る部分は平成18年3月27日から、日高郡新ひだか町のうち旧静内郡静内町に係る部分は平成18年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第52条の規定の平成17年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」とする。

#### 附 則 (平成18年4月1日海大達第45号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第13の規定中、伊達市大滝区優徳町32に係る部分は平成18年3月1日から適用し、改正後の別表第12の規定中、日高郡新ひだか町静内御園111に係る部分は平成18年3月31日から適用する。
- (級及び号俸の切替え)
- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において別表第1から別表第4までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における職務の級及び号俸は、附則第4項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が受けていた職務の級、号俸又は職務の級における最高の号俸を超える基本給月額(この項において「旧号俸等」という。)及びその者が旧号俸等を受けていた期間(旧号俸等を受けていたとみなす期間を含む。)に応じ、別に定める。

3 切替日の前日において指定職基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、別に定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができるものとする。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額(国立大学法人北海道大学職員給与規程等の一部を改正する規程(平成 21 年海大達第 179 号)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成 26 年 3 月 31 日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人北海道大学職員給与規程附則第 12 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を基本給として支給する。

(1) 適用される基本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の基本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる職員以外の職員(次号に掲げる職員を除く。)100 分の 99.1

基本給表	職務の級	号俸
一般職 (A)	1	1～56
	2	1～24
	3	1～8
一般職 (B)	1	1～68
	2	1～32
海事職 (A)	1	1～52
	2	1～32
	3	1～8
海事職 (B)	1	1～64
	2	1～44
教育職	1	1～44
	2	1～32
	3	1～12
医療職 (A)	1	1～52
	2	1～32
	3	1～16
	4	1～4
医療職 (B)	1	1～56
	2	1～40
	3	1～16
	4	1～4
特定職		1

(2) 指定職基本給表の適用を受ける職員 100 分の 98.94

(3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

6 切替日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、基本給を支給する。

7 切替日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員で、切替日以後に職務の級を異にして異動した職員の基本給については、その者が切替日前において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができるものとする。

8 切替日以降に新たに職員給与規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員又は他

の国立大学法人、大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合(退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。)において、前3項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前3項の規定に準じて、基本給を支給する。

- 9 前4項の規定による基本給を支給される職員に関する第50条第2項の適用については、第50条第2項中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年海大達第45号)附則第5項から第8項までの規定による基本給の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第18条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

(基本給の調整額に関する経過措置)

- 11 第25条に定める基本給の調整額において、同条第2項に定める職に従事する職員のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規程による改正後の第25条の規定による基本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(育児・介護休業等規程第13条の2第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあってはその額に、当該承認を受けた1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に定められた1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に定められた1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を基本給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 12 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規程の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き第25条第2項に定める職に従事する職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以降に新たに第25条第2項に定める職に従事することとなった職員(施行日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに第25条第2項に定める職に従事する職員となったとした場合に改正前の規程により同日にその者に適用されることとなる基本給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の第25条第3項を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の職員若しくは独立行政法人の職員であった者が、引き続き本学に採用され、第25条第2項に定める職に従事することとなった職員 当該職員が施行日の前日に本学の職員であったものとみなして前項の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

(施行に関し必要な事項)

- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

附 則 (平成18年9月22日海大達第159号)

この規程は、平成18年9月22日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程第49条の3の規定は、平成18年7月1日から適用する。

#### 附 則（平成19年4月1日海大達第76号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
（指定職基本給表に関する経過措置）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続く任期を有する国立大学法人北海道大学組織規則（平成16年海大達第31号）第3章に規定する教育研究組織の長に係る改正前の別表第5の備考の適用については、当該任期の末日までの間は、改正後の別表第5の備考の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
（管理職手当に関する経過措置）
- 3 施行日の前日から引き続き同一の管理又は監督の地位（この項において「管理職」という。）を占める職員でその者の受ける改正後の第26条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額（育児・介護休業等規程第13条の2第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては当該経過措置基準額に、当該承認を受けた1週間当たりの所定の勤務時間を、職員労働時間等規程第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に定められた1週間当たりの所定労働時間又は船員労働時間等規程第3条第1項に定められた1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員のうち、任期の定めのある管理職を占める職員にあっては当該管理職の任期の末日まで、任期の定めのない管理職を占める職員にあっては当該管理職を占めなくなるまでの間、当該管理職手当の額のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
- 4 前項に規定する経過措置基準額とは、施行日の前日において受けていた管理職手当の額をいう。  
（地域手当に関する経過措置）
- 5 この規程による改正後の第29条第3項及び第4項の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第3項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。  
（広域異動手当に関する経過措置）
- 6 この規程による改正後の第29条の2の規定は、平成16年4月2日から施行日の前日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

#### 附 則（平成19年11月1日海大達第257号）

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年1月17日海大達第5号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年1月17日から施行する。ただし、改正後の第28条、別表第1から別表第4まで及び別表第8の規定は平成19年4月1日から、改正後の第51条及び第52条の規定は平成19年12月1日から適用する。  
（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸の調整）
- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の国立大学法人北海道大学職員給与規程（平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。）の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸の調整は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。次項において「給与法」という。）の適用を受ける者の例によるものとする。  
（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整）

- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに基本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、給与法の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができるものとする。  
(平成19年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 4 改正後の第51条の規定の平成19年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の77.5」とし、「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」とする。  
(給与の内払)
- 5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則 (平成20年4月1日海大達第45号)**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則 (平成21年4月1日海大達第65号)**

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第7の規定は平成20年7月1日から、改正後の第49条の2の規定は平成20年12月22日から適用する。

**附 則 (平成21年6月1日海大達第139号)**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。  
(平成21年6月期に支給する期末手当に関する取扱い)
- 2 改正後の第50条の規定の平成21年6月1日における適用については、同条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。  
(平成21年6月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 改正後の第51条の規定の平成21年6月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

**附 則 (平成21年7月1日海大達第146号)**

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

**附 則 (平成21年12月1日海大達第179号)**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。  
(平成21年12月期に支給する期末手当に関する取扱い)
- 2 第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(次項において「改正後の職員給与規程」という。)第50条の規定の平成21年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」とする。  
(平成21年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成21年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

**附 則 (平成22年3月29日海大達第32号)**

この規程中第1条の規定は平成22年3月29日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。ただし第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程の規定は、平成21年

4月1日から適用する。

**附 則（平成22年10月1日海大達第257号）**

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則（平成22年12月1日海大達第309号）**

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定による国立大学法人北海道大学職員給与規程第46条及び第47条の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月期に支給する期末手当に関する取扱い）

2 第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第50条の規定の平成22年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。

（平成22年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い）

3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成22年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。

4 改正後の職員給与規程附則第18項の規定の平成22年12月1日における適用については、同項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

5 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第12項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは国立大学法人北海道大学職員給与規程等の一部を改正する規程（平成22年海大達第309号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

6 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

7 国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程（平成16年海大達第96号）第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（次項において「育児短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程（平成16年海大達第96号）第13条の2第3項の規定による承認を受けたその者の1週間当たりの所定の勤務時間を、国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程（平成16年海大達第91号）第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程（平成16年海大達第92号）第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（国立大学法人北海道大学職員給与規程附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

8 育児短時間勤務職員に対する改正後の職員給与規程附則第12項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の基本給月額」とあるのは、「号俸の基本給月額に国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程（平成16年海大達第96号）第13条の2第3項の規定による承認を受けたその者の1週間当たりの所定の勤務時間を、国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程（平成16年海大達第91号）第2条、第15条第2項第1号若し

くは第 15 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する 1 週間当たりの所定労働時間又は国立大学法人北海道大学船員労働時間、休日及び休暇規程(平成 16 年海大達第 92 号)第 3 条第 1 項に規定する 1 週間当たりの労働時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同項の規定の」とあるのは「第 24 条第 2 項の規定の」と、「当該最低の号俸の基本給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第 4 号及び第 5 号中「基本給月額」とあるのは「基本給月額を算出率で除して得た額」と、「基本給月額に」とあるのは「基本給月額を算出率で除して得た額に」と、「基本給月額減額基礎額」とあるのは「基本給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」と、「基本給月額減額基礎額に」とあるのは「基本給月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

9 改正後の職員給与規程附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第22条第2項の規定の適用については、同項中「第9条第1項」とあるのは「附則第17項」とする。

#### 附 則 (平成23年4月1日海大達第75号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
(単身赴任手当に関する特例措置)
- 2 改正後の第32条第3項の規定は、この規程の施行の日の前日までに本学に採用された職員についても適用する。

#### 附 則 (平成24年4月1日海大達第38号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24年6月1日海大達第82号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。  
(平成 24 年 6 月 1 日における号俸の調整)
- 2 平成 24 年 4 月 1 日(以下この項において「基準日」という。)において 36 歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるもの(以下この項、次項及び第 4 項において「除外職員」という。))を除く。)のうち、平成 19 年 1 月 1 日、平成 20 年 1 月 1 日及び平成 21 年 1 月 1 日の第 18 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この項、次項及び第 4 項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要がある職員の平成 24 年 6 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸(基準日において 30 歳に満たない職員のうち、調整考慮事項を考慮して特に調整の必要がある職員にあっては、2 号俸)上位の号俸とする。  
(平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整)
- 3 平成 25 年 4 月 1 日において 31 歳以上 39 歳未満の職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、調整考慮事項及び平成 24 年 6 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成 25 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。  
(平成 26 年 4 月 1 日における号俸の調整)
- 4 平成 26 年 4 月 1 日において 45 歳未満の職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、調整考慮事項並びに平成 24 年 6 月 1 日及び平成 25 年 4 月 1 日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成 26 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。
- 5 国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、国立大学法人北海道大学職員育児休業・介護休業等規程(平成16年海大達第96号)第13条の2第3項の規定による承認を受けたその者の1週間当たりの所定の勤務時間を、国立大学法人北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程(平成16年海大達第91号)第2条、第15条第2項第1号若しくは第15条の2第2項第1号に規定する1週間当たりの所定労働時間又は国立大学法人北海



道大学船員労働時間、休日及び休暇規程（平成16年海大達第92号）第3条第1項に規定する1週間当たりの労働時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

**附 則（平成25年5月15日海大達第86号）**

この規程は、平成25年5月15日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

**附 則（平成25年8月1日海大達第96号）**

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

**附 則（平成25年12月25日海大達第121号）**

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

**附 則（平成26年3月25日海大達第43号）**

この規程は、平成26年3月25日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

**附 則（平成26年5月29日海大達第160号）**

この規程は、平成26年5月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

**附 則（平成26年12月25日海大達第206号）**

（施行期日）

1 この規程は、平成27年1月1日から施行する。ただし、改正後の第31条、別表第1から別表第4まで、別表第6及び別表第8から別表第9までの規定は平成26年4月1日から、改正後の第51条及び附則第18項並びに附則第3項及び附則第4項の規定は平成26年12月1日から適用する。

（平成27年1月1日における昇給に関する特例）

2 平成27年1月1日における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4号俸 3号俸	3号俸 2号俸
第18条第4項	2号俸	1号俸

（平成26年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い）

3 改正後の第51条の規定の平成26年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」とする。

4 改正後の附則第18項の規定の平成26年12月1日における適用については、同項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」とする。

**附 則（平成27年4月1日海大達第74号）**

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（基本給の切替えに伴う経過措置）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（国立大学法人北海道大学職員給与規程（平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。）附則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。

3 切替日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、基本給を支給する。

4 切替日以降に新たに職員給与規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学

改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター等の職員であった者が、引き続き本学の職員となった場合（退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。）において、前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。

- 5 前3項の規定による基本給を支給される職員に関する第50条第2項の適用については、同項中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年海大達第24号)附則第2項から第4項までの規定による基本給の額との合計額」とする。  
(地域手当に関する経過措置)
- 6 平成28年3月31日までの間における改正後の第29条の規定の適用については、同条第2項表中「100分の20」とあるのは、「100分の18.5」とする。  
(広域異動手当に関する経過措置)
- 7 平成27年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合（次項において「異動等」という。）における改正後の第29条の2の規定の適用については、同条第1項中、「100分の10」とあるのは「100分の6」と、「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
- 8 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に異動等をした場合における改正後の第29条の2の規定の適用については、同条第1項中、「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。  
(単身赴任手当に関する経過措置)
- 9 平成28年3月31日までの間における改正後の第32条の規定の適用については、同条第2項中「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。  
(施行に関し必要な事項)
- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける者の例によるものとする。
- 11 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成27年法律第27号）附則第10条の規定による廃止前の独立行政法人財務・経営センターの職員であった者が、引き続き職員となった場合における国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年海大達第74号）附則第4項の適用については、改正後の同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則（平成27年11月1日海大達第264号）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年2月23日海大達第15号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年2月23日から施行する。ただし、第1条中国立大学法人北海道大学職員給与規程第32条第2項の改正規定並びに第2条中国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第4項の改正規定及び同規程附則第11項を加える改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、第1条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第27条、別表第1から別表第6の2まで、別表第8及び別表第9の規定並びに第2条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第6項の規定は平成27年4月1日から、改正後の職員給与規程第51条及び附則第18項の規定並びに次項及び附則第4項の規定は平成27年12月1日から適用する。  
(平成27年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成27年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の90」とする。
- 4 改正後の職員給与規程附則第18項の規定の平成27年12月1日における適用については、同項中「100分の1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と

する。

(施行に関し必要な事項)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

#### 附 則 (平成29年1月1日海大達第9号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

#### 附 則 (平成29年3月7日海大達第16号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年3月7日から施行する。ただし、改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)第28条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の職員給与規程第27条、別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2、別表第8及び別表第9の規定は平成28年4月1日から、改正後の職員給与規程第51条及び附則第18項並びにこの規程の附則第3項及び附則第4項の規定は平成28年12月1日から適用する。(平成28年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 3 改正後の職員給与規程第51条の規定の平成28年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。
- 4 改正後の職員給与規程附則第18項の規定の平成28年12月1日における適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。

(扶養手当に関する経過措置)

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	10,000円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)
(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

- 6 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の職員給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、次の表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	6,500円
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	1 人につき 6,500 円
(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	
(5) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	
(6) 重度心身障害者	

(施行に関し必要な事項)

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける者の例によるものとする。

**附 則（平成29年 4 月 1 日海大達第77号）**

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成29年10月 1 日海大達第205号）**

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則（平成30年 3 月 7 日海大達第18号）**

(施行期日)

- この規程は、平成 30 年 3 月 7 日から施行する。ただし、第 2 条による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定及び附則第 5 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の日の前日から引き続き北海道大学職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、第 1 条の規定による改正後の職員給与規程第 27 条、別表第 1 から別表第 4 まで、別表第 6、別表第 6 の 2、別表第 8 及び別表第 9 の規定は平成 29 年 4 月 1 日から、附則第 3 項及び附則第 4 項の規定は平成 29 年 12 月 1 日から適用する。  
(平成 29 年 12 月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)
- 職員給与規程第 51 条の規定の平成 29 年 12 月 1 日における適用については、同条第 2 項中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 95」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 115」と、「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 97.5」とする。
- 職員給与規程附則第 18 項の規定の平成 29 年 12 月 1 日における適用については、同項中「100 分の 1.275」とあるのは「100 分の 1.425」と、「100 分の 1.575」とあるのは「100 分の 1.725」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 95」と、「100 分の 105」とあるのは「100 分の 115」とする。  
(平成 30 年 4 月 1 日における号俸の調整)
- 平成 30 年 4 月 1 日において 37 歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。）のうち、平成 27 年 1 月 1 日において第 18 条第 1 項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況を考慮して調整の必要がある職員の平成 30 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

(施行に関し必要な事項)

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける者の例によるものとする。

**附 則（平成31年 2 月 5 日海大達第14号）**

(施行期日)

- この規程は、平成 31 年 2 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定による改正後の国立大学法人北海道大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定は平成 31 年 3 月 1 日から、第 3 条による改正後の職員給与規程の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程の施行の日の前日から引き続き職員給与規程の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、第 1 条の規定による改正後の職員給与規程第 27 条、第 42 条、第 49 条、別表第 1 か

ら別表第4まで、別表第6、別表第6の2、別表第8及び別表第9の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定による改正後の職員給与規程第51条及び次項の規定は平成30年12月1日から適用する。

(平成30年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 第1条の規定による改正後の職員給与規程第51条の規定の平成30年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の92.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の120」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

(施行に関し必要な事項)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

#### 附 則(平成31年4月1日海大達第70号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和元年7月1日海大達第151号)

この規程は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則(令和元年9月1日海大達第164号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

#### 附 則(令和2年3月10日海大達第20号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年3月10日から施行する。ただし、第30条の改正規定及び第4項の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程(平成16年海大達第93号。以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の別表第1から別表第4まで、別表第6、別表第6の2及び別表第8の規定は平成31年4月1日から、改正後の第51条及び次項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

- 3 改正後の第51条の規定の令和元年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 改正後の第30条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において改正前の第30条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(別に定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- (1) 改正後の第30条の表の左欄に掲げる職員の区分のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の第30条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員

(施行に関し必要な事項)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

#### 附 則(令和2年4月1日海大達第63号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則（令和 3 年 1 月 1 日海大達第 5 号）**

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 3 年 3 月 24 日海大達第 17 号）**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 3 年 4 月 1 日海大達第 48 号）**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 4 年 4 月 1 日海大達第 62 号）**

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 4 年 9 月 13 日海大達第 136 号）**

この規程は、令和 4 年 9 月 13 日から施行する。

**附 則（令和 4 年 10 月 1 日海大達第 149 号）**

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 5 年 2 月 13 日海大達第 12 号）**

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 2 月 13 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程（平成 16 年海大達第 93 号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の別表第 1 から別表第 4 まで、別表第 6、別表第 6 の 2 及び別表第 8 の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、改正後の第 51 条及び次項の規定は令和 4 年 12 月 1 日から適用する。  
（令和 4 年 12 月期に支給する勤勉手当に関する取扱い）
- 3 改正後の第 51 条の規定の令和 4 年 12 月 1 日における適用については、同条第 2 項中「100 分の 100」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 105」とする。  
（施行に関し必要な事項）
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける者の例によるものとする。

**附 則（令和 5 年 4 月 1 日海大達第 53 号）**

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和 5 年 9 月 13 日海大達第 144 号）**

この規程は、令和 5 年 9 月 13 日から施行する。

**附 則（令和 6 年 2 月 5 日海大達第 20 号）**

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 6 年 2 月 5 日 から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き国立大学法人北海道大学職員給与規程（平成 16 年海大達第 93 号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員又は総長が別に定める者については、改正後の第 27 条、別表第 1 から別表第 6 の 2 まで、別表第 8 及び別表第 9 の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、改正後の第 50 条、第 51 条、次項及び第 4 項の規定は令和 5 年 12 月 1 日から適用する。  
（令和 5 年 12 月期に支給する期末手当に関する取扱い）
- 3 改正後の第 50 条の規定の令和 5 年 12 月 1 日における適用については、同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 65」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

(令和5年12月期に支給する勤勉手当に関する取扱い)

4 改正後の第51条の規定の令和5年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

(施行に関し必要な事項)

5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるほかは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者の例によるものとする。

**附 則 (令和6年4月1日海大達第66号)**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 一般職基本給表(第12条関係)

## イ 一般職基本給表(A)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			



51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				

104	299,100	347,300						
105	299,300	347,800						
106	299,600	348,200						
107	300,000	348,600						
108	300,300	349,000						
109	300,500	349,500						
110	300,900	349,900						
111	301,300	350,200						
112	301,600	350,500						
113	301,800	351,000						
114	302,000							
115	302,300							
116	302,700							
117	302,900							
118	303,100							
119	303,400							
120	303,700							
121	304,100							
122	304,300							
123	304,600							
124	304,900							
125	305,200							

備考 この表は、国立大学法人北海道大学職員の職群分類に関する基準（以下「職群分類基準」という。）別表の職群欄に定める専門職（特定）及び一般職に属する職員に適用する。

ロ 一般職基本給表 (B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300

52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		
104	231,200	264,800	300,800		

105	231,500	265,000	301,100
106	232,000	265,200	301,500
107	232,300	265,500	301,900
108	232,600	265,700	302,300
109	232,800	266,000	302,600
110	233,200	266,300	303,000
111	233,600	266,600	303,400
112	233,900	266,800	303,700
113	234,100	267,000	303,900
114	234,600	267,300	304,200
115	235,100	267,500	304,500
116	235,600	267,700	304,700
117	235,900	268,000	304,900
118	236,300	268,300	305,200
119	236,700	268,600	305,500
120	237,000	268,900	305,700
121	237,400	269,100	305,900
122		269,300	306,200
123		269,600	306,500
124		269,900	306,700
125		270,100	306,900
126		270,300	307,200
127		270,600	307,500
128		270,900	307,700
129		271,100	307,900
130		271,300	308,200
131		271,600	308,500
132		271,900	308,700
133		272,100	308,900
134		272,300	
135		272,600	
136		272,900	
137		273,100	

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める技能職に属する職員に適用する。

## 別表第2 海事職基本給表（第12条関係）

## イ 海事職基本給表（A）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700	490,400
2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000	492,200
3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300	494,000
4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500	495,800
5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700	497,500
6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000	498,900
7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300	500,300
8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500	501,600
9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200	502,800
10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300	504,100
11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400	505,400
12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400	506,700
13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100	508,000
14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300	509,100
15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400	510,200
16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600	511,200
17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700	512,200
18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900	513,300
19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100	514,500
20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300	515,500
21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300	516,500
22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100	517,400
23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800	518,300
24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400	519,100
25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800	519,800
26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000	520,400
27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200	521,000
28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300	521,600
29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300	522,200
30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300	
31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300	
32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300	
33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600	
34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600	
35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500	
36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400	
37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300	
38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200	
39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100	
40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000	
41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800	
42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500	
43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200	
44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900	
45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400	
46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000	
47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600	
48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200	
49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500	
50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100	

51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800
52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300
53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800
54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500
55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800
56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400
57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900
58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600	
59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300	
60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000	
61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400	
62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700	
63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000	
64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300	
65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500	
66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800	
67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100	
68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400	
69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600	
70			371,300	423,300	450,900	
71			371,700	423,900	451,200	
72			372,000	424,500	451,400	
73			372,400	425,000	451,600	
74			372,600	425,600		
75			373,000	426,100		
76			373,300	426,700		
77			373,600	427,200		
78			374,100	427,800		
79			374,600	428,500		
80			375,000	429,100		
81			375,400	429,400		
82			375,800	430,000		
83			376,300	430,600		
84			376,800	431,200		
85			377,200	431,600		
86			377,700	432,100		
87			378,100	432,800		
88			378,500	433,500		
89			379,000	433,700		
90			379,500			
91			380,000			
92			380,500			
93			380,800			
94			381,200			
95			381,700			
96			382,100			
97			382,600			
98			382,900			
99			383,400			
100			383,800			
101			384,400			

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める海事職（教員）及び海事職（職員）に属する職員に適用する。

ロ 海事職基本給表 (B)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700	331,600
2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500	333,200
3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400	334,500
4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200	335,800
5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900	336,800
6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000	338,000
7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000	339,200
8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000	340,300
9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000	341,600
10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000	342,700
11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000	344,100
12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000	345,300
13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700	346,600
14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600	347,900
15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300	349,100
16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100	350,400
17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800	351,600
18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400	352,600
19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900	353,500
20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400	354,400
21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900	355,300
22	198,200	244,300	276,200	303,600	324,400	356,800
23	200,100	245,200	277,400	304,900	324,800	358,300
24	202,000	246,100	278,600	306,200	325,200	359,600
25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600	360,600
26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100	362,000
27	207,200	249,400	282,400	309,500	326,600	363,300
28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100	364,500
29	210,500	251,500	284,400	311,600	327,600	365,800
30	212,400	252,900	285,900	312,300	328,100	367,100
31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600	368,400
32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100	369,800
33	218,200	256,100	289,800	314,700	329,700	370,700
34	219,500	256,700	291,100	315,200	330,200	371,700
35	221,100	257,200	292,400	315,700	330,600	372,700
36	222,300	257,700	293,700	316,200	331,000	373,700
37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300	374,600
38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700	375,600
39	226,400	259,600	297,100	318,200	332,100	376,600
40	227,700	260,300	298,200	318,900	332,500	377,500
41	229,100	260,900	299,600	319,400	332,900	378,400
42	230,300	262,000	300,600	319,900	333,600	379,400
43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200	380,300
44	232,600	264,100	302,800	321,200	334,800	381,200
45	233,800	264,900	303,800	322,000	335,400	382,100
46	234,800	266,100	304,700	322,400	336,100	382,900
47	235,800	267,300	305,500	322,800	336,800	383,800
48	236,800	268,300	306,300	323,200	337,500	384,600
49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000	385,400
50	239,300	270,400	307,900	323,900	338,400	386,400
51	240,200	271,700	308,600	324,200	338,800	387,200



52	241, 100	273, 000	309, 500	324, 500	339, 200	387, 900
53	242, 200	273, 800	310, 400	324, 800	339, 500	388, 700
54	243, 100	274, 900	311, 200	325, 400	339, 900	389, 500
55	244, 000	275, 900	312, 000	326, 000	340, 500	390, 200
56	244, 900	276, 800	312, 800	326, 500	341, 100	390, 900
57	245, 700	277, 500	313, 500	326, 800	341, 400	391, 800
58	246, 500	278, 500	314, 200	327, 200	341, 900	392, 600
59	247, 300	279, 300	314, 800	327, 700	342, 400	393, 400
60	248, 100	280, 100	315, 400	328, 200	342, 800	394, 100
61	248, 900	280, 900	316, 000	328, 700	343, 000	394, 600
62	249, 700	281, 700	316, 600	329, 100	343, 400	395, 300
63	250, 600	282, 500	317, 200	329, 600	343, 700	395, 900
64	251, 400	283, 400	317, 700	329, 800	344, 100	396, 600
65	251, 900	284, 300	318, 200	330, 000	344, 300	397, 200
66	252, 700	285, 200	319, 000	330, 300	344, 700	397, 700
67	253, 400	286, 000	319, 600	330, 900	345, 100	398, 100
68	254, 100	286, 800	320, 200	331, 400	345, 500	398, 500
69	254, 800	287, 600	320, 900	331, 700	345, 900	399, 200
70	255, 300	288, 200	321, 500	332, 000	346, 300	
71	255, 800	288, 700	322, 000	332, 300	346, 600	
72	256, 300	289, 300	322, 600	332, 500	347, 100	
73	256, 700	289, 800	322, 800	332, 700	347, 600	
74	257, 000	290, 300	323, 200	332, 900	348, 100	
75	257, 300	290, 800	323, 500	333, 100	348, 600	
76	257, 500	291, 100	323, 800	333, 300	348, 800	
77	257, 700	291, 300	324, 100	333, 700	349, 100	
78	258, 000	291, 600	324, 400	333, 900	349, 500	
79	258, 300	291, 900	325, 000	334, 200	349, 900	
80	258, 500	292, 100	325, 500	334, 500	350, 300	
81	258, 700	292, 400	326, 100	334, 800	350, 700	
82	259, 000	293, 000	326, 500	335, 100	351, 000	
83	259, 200	293, 300	326, 800	335, 400	351, 400	
84	259, 400	293, 600	327, 000	335, 700	351, 700	
85	259, 700	293, 900	327, 200	336, 000	352, 100	
86		294, 200	327, 500	336, 300	352, 500	
87		294, 500	327, 700	336, 600	352, 900	
88		294, 700	327, 900	336, 900	353, 300	
89		294, 900	328, 200	337, 100	353, 700	
90		295, 100	328, 500	337, 400		
91		295, 400	328, 700	337, 700		
92		295, 700	329, 000	338, 100		
93		295, 900	329, 200	338, 500		
94		296, 200	329, 400	338, 700		
95		296, 500	329, 700	339, 000		
96		296, 700	330, 000	339, 200		
97		296, 900	330, 200	339, 500		
98		297, 100	330, 500	339, 800		
99		297, 300	330, 700	340, 100		
100		297, 600	331, 000	340, 400		
101		297, 900	331, 200	340, 600		
102		298, 200	331, 400	340, 900		
103		298, 400	331, 600	341, 200		
104		298, 600	331, 800	341, 500		

105	298,900	332,200	341,700
106		332,400	342,100
107		332,600	342,300
108		332,900	342,500
109		333,200	342,800
110		333,400	
111		333,700	
112		334,000	
113		334,200	

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める海事職（部員）に属する職員に適用する。

別表第3 教育職基本給表（第12条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,800	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,200	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,600	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,900	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	231,000	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,800	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,600	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,200	285,100	339,800	387,100	460,100
25	238,000	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,100	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,100	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,100	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,600	318,300	366,700	409,800	491,000
40	263,100	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	269,900	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,400	323,400	378,300	419,400	504,100
47	272,900	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,200	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,400	325,600	382,800	423,600	509,400
50	275,900	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,400	327,000	385,900	426,100	512,900

52	277,000	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,500	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,300	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,800	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,500	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,300	336,800	404,800	438,500	531,400
66	285,900	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,700	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,400	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,800	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,700	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,400	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,900	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,800	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,700	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,500	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,300	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,200	351,600	416,900	453,100	
83	299,000	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,000	354,000	417,900	454,400	
86	300,800	354,600	418,300	454,800	
87	301,600	355,200	418,700	455,200	
88	302,400	355,800	419,100	455,500	
89	303,300	356,300	419,400	455,800	
90	303,900	356,700	419,800	456,100	
91	304,500	357,100	420,200	456,600	
92	305,100	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,300	358,300	421,200	457,500	
95	306,900	358,800	421,500	457,800	
96	307,500	359,200	421,800	458,100	
97	307,700	359,800	422,100	458,400	
98	308,200	360,300	422,500	458,900	
99	308,700	360,700	422,800	459,200	
100	309,200	361,200	423,100	459,500	
101	309,400	361,600	423,400	459,800	
102	309,800	362,100	423,800		
103	310,100	362,400	424,100		
104	310,600	362,800	424,400		

105	311,000	363,300	424,700
106	311,300	363,700	425,000
107	311,600	364,200	425,300
108	311,900	364,700	425,600
109	312,100	365,100	425,900
110	312,500	365,600	426,200
111	312,900	366,100	426,500
112	313,300	366,500	426,800
113	313,600	366,900	427,100
114	314,000	367,300	427,400
115	314,300	367,800	427,700
116	314,600	368,200	428,000
117	314,900	368,600	428,200
118	315,300	369,000	
119	315,700	369,500	
120	316,100	369,900	
121	316,300	370,200	
122	316,500	370,600	
123	316,800	371,100	
124	317,100	371,400	
125	317,400	371,800	
126	317,600	372,300	
127	317,900	372,800	
128	318,300	373,200	
129	318,600	373,600	
130	318,900	374,100	
131	319,300	374,600	
132	319,500	375,100	
133	319,700	375,600	
134	320,000	376,100	
135	320,300	376,600	
136	320,500	377,100	
137	320,800	377,600	
138	321,000	378,100	
139	321,300	378,600	
140	321,600	379,100	
141	321,900	379,600	
142	322,300		
143	322,700		
144	323,100		
145	323,300		
146	323,700		
147	324,000		
148	324,400		
149	324,600		
150	325,000		
151	325,300		
152	325,700		
153	325,900		
154	326,300		
155	326,700		
156	327,100		
157	327,300		

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める教育職、専門職（学術）及び教務職に

属する職員に適用する。

## 別表第4 医療職基本給表（第12条関係）

## イ 医療職基本給表（A）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400	438,600
2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000	441,200
3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600	443,700
4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200	446,300
5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500	448,700
6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200	451,200
7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800	453,700
8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500	456,200
9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600	458,600
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800	461,000
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000	463,600
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200	466,000
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200	468,500
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200	470,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200	471,300
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200	472,600
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000	473,800
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900	475,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800	476,400
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600	477,700
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400	478,900
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000	480,300
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600	481,700
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100	482,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600	484,300
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900	485,600
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200	487,000
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500	488,400
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800	489,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000	490,900
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200	492,000
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300	493,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500	494,200
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700	495,100
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900	496,000
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100	496,900
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400	497,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200	
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600	
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300	
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800	
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200	
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600	
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000	
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400	
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800	
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200	
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500	
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800	
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200	

51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
86		290,700	326,500	347,300			
87		290,900	326,700	347,600			
88		291,100	327,000	347,900			
89		291,500	327,400	348,300			
90		291,700	327,800	348,600			
91		291,900	328,200	349,000			
92		292,100	328,600	349,300			
93		292,500	328,900	349,700			
94		292,700	329,100	350,000			
95		292,900	329,500	350,300			
96		293,200	329,800	350,600			
97		293,500	330,000	350,900			
98		293,700	330,300	351,300			
99		293,900	330,600	351,700			
100		294,200	330,900	352,100			
101		294,500	331,100	352,600			
102		294,700	331,400	353,000			
103		294,900	331,800	353,400			



104		295,200	332,000	353,800			
105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400				
107			332,800				
108			333,000				
109			333,200				
110			333,600				
111			334,000				
112			334,400				
113			334,600				

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める医療職に属する職員に適用する。

ロ 医療職基本給表（B）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300

52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
94	283,800	316,500	349,400	367,500			
95	284,700	317,200	350,100	367,900			
96	285,600	317,800	350,700	368,200			
97	286,200	318,300	351,100	368,800			
98	286,800	318,600	351,500	369,300			
99	287,400	319,200	352,000	369,800			
100	288,300	319,800	352,400	370,300			
101	289,100	320,200	352,900	370,900			
102	289,900	320,800	353,300	371,400			
103	290,700	321,400	353,800	371,900			
104	291,500	321,900	354,200	372,300			

105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900
106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400
107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900
108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400
109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000
110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400
111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900
112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400
113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000
114	295, 000	325, 900	358, 700	
115	295, 300	326, 300	359, 200	
116	295, 500	326, 600	359, 600	
117	295, 800	326, 800	360, 000	
118	296, 100	327, 100	360, 400	
119	296, 400	327, 500	360, 900	
120	296, 700	327, 700	361, 400	
121	297, 000	327, 900	361, 800	
122	297, 400	328, 200	362, 300	
123	297, 700	328, 500	362, 800	
124	298, 100	328, 800	363, 300	
125	298, 300	329, 000	363, 600	
126	298, 500	329, 300		
127	298, 800	329, 700		
128	299, 200	329, 900		
129	299, 400	330, 100		
130	299, 700	330, 300		
131	300, 100	330, 700		
132	300, 500	330, 900		
133	300, 700	331, 200		
134	301, 000	331, 600		
135	301, 400	332, 000		
136	301, 700	332, 400		
137	301, 900	332, 700		
138	302, 200	333, 100		
139	302, 600	333, 500		
140	302, 900	333, 900		
141	303, 100	334, 200		
142	303, 500	334, 600		
143	303, 900	334, 900		
144	304, 200	335, 300		
145	304, 400	335, 600		
146	304, 600	336, 000		
147	304, 900	336, 400		
148	305, 300	336, 800		
149	305, 500	337, 100		
150	305, 700	337, 500		
151	306, 000	337, 900		
152	306, 300	338, 300		
153	306, 700	338, 600		
154	306, 900			
155	307, 100			
156	307, 400			
157	307, 700			
158	308, 000			

159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定める看護職に属する職員に適用する。

別表第5 指定職基本給表（第12条関係）

号俸	基本給月額
	円
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000

備考 この表は、ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞、日本芸術院賞の受賞者又はこれらの賞に相当する賞の受賞者であつて、別に総長が指定する者に適用する。

別表第6 特定職基本給表（第12条関係）

号俸	基本給月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	666,500
7	718,000
8	778,500
9	839,000

備考 この表は、別に総長が指定する特定の職員に適用する。

別表第6の2 URA職基本給表（第12条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	

52	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	295,700	343,200	382,000	394,000		
94	295,900	343,600				
95	296,200	344,100				
96	296,600	344,500				
97	296,800	344,700				
98	297,100	345,100				
99	297,500	345,500				
100	297,900	345,800				
101	298,100	346,100				
102	298,400	346,500				
103	298,800	346,900				
104	299,100	347,300				



105	299,300	347,800				
106	299,600	348,200				
107	300,000	348,600				
108	300,300	349,000				
109	300,500	349,500				
110	300,900	349,900				
111	301,300	350,200				
112	301,600	350,500				
113	301,800	351,000				
114	302,000					
115	302,300					
116	302,700					
117	302,900					
118	303,100					
119	303,400					
120	303,700					
121	304,100					
122	304,300					
123	304,600					
124	304,900					
125	305,200					

備考 この表は、職群分類基準別表の職群欄に定めるUR A職に属する職員に適用する。

別表第7 適用区分表（第25条関係）

勤務箇所	職 員	調整数
1 大学院の研究科及び学院	(1) 教授、准教授、講師又は助教で大学院の研究科又は学院において、講義、演習、実験・実習を合わせて2単位以上担当するもの又は主任として学生に対する研究指導を担当するもの	2
	(2) 大学院の研究科又は学院に在学する学生の指導に従事する助教又は助手	1
2 専門職大学院	(1) 教授、准教授、講師、助教又は実務家教員で専門職大学院において、講義、演習、実習を合わせて2単位以上担当するもの又は学生に対する添削指導若しくは実務指導を担当するもの	2
	(2) 専門職大学院に在学する学生の指導に従事する助教又は助手	1
3 医学研究院	(1) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員	1
4 医学研究院附属動物実験施設及び遺伝子病制御研究所附属動物実験施設	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員（教員を除く。）	1
5 北海道大学病院	(1) 精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護助手	3
	(2) 精神病棟に勤務する看護師長、副看護師長、看護師及び准看護師	
	(3) 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及び病理細菌技術者の助手	2
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及び診療放射線技術者の助手	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(7) 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師長、副看護師長、助産師、看護師、准看護師及び看護助手	1
	(8) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(9) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	
6 水産学部附属練習船	(1) 練習船に乗り組み、実習生を直接教育する教員である船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士、各長及び各次長	2
	(2) 練習船に乗り組む職員で海事職基本給表(B)の適用を受けるもの	
7 統合UR A本部	経営支援業務に従事する職員でUR A職基本給表の適用を受けるもの	2

別表第8 調整基本額表（第25条関係）

イ 一般職基本給表（A）

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 一般職基本給表（B）

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ハ 海事職基本給表（A）

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,600円
3級	10,600円
4級	12,200円
5級	12,800円
6級	14,100円
7級	15,200円

ニ 海事職基本給表（B）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	7,800円
3級	9,200円
4級	9,500円
5級	9,900円
6級	10,800円

ホ 教育職基本給表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円。ただし、1号俸8,590円、2号俸8,685円、3号俸8,779円、4号俸8,869円、5号俸8,955円。
2級	10,500円。ただし、1号俸10,489円。
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

へ 医療職基本給表 (A)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円
8 級	13,800円

ト 医療職基本給表 (B)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,500円

チ U R A 職基本給表

職務の級	調整基本額
1 級	8,500円
2 級	9,600円
3 級	10,200円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	12,100円
7 級	12,700円

別表第9 (第27条関係)

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	51,100
1年以上2年未満	51,100
2年以上3年未満	51,100
3年以上4年未満	51,100
4年以上5年未満	51,100
5年以上6年未満	51,100
6年以上7年未満	49,300
7年以上8年未満	47,500
8年以上9年未満	45,700
9年以上10年未満	43,900
10年以上11年未満	42,100
11年以上12年未満	40,300
12年以上13年未満	38,500
13年以上14年未満	36,700
14年以上15年未満	35,300
15年以上16年未満	33,900
16年以上17年未満	32,500
17年以上18年未満	31,100
18年以上19年未満	29,700
19年以上20年未満	28,300
20年以上21年未満	26,900
21年以上22年未満	26,300
22年以上23年未満	25,700
23年以上24年未満	24,700
24年以上25年未満	24,100
25年以上26年未満	23,500
26年以上27年未満	22,900
27年以上28年未満	22,300
28年以上29年未満	21,500
29年以上30年未満	21,200
30年以上31年未満	20,800
31年以上32年未満	20,200
32年以上33年未満	19,300
33年以上34年未満	18,400
34年以上35年未満	17,700

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第10 (第41条関係)

火山名	
	アトサヌブリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山、岩木山、八甲田山、十和田、秋田焼山、岩手山、秋田駒ヶ岳、鳥海山、栗駒山、蔵王山、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳、日光白根山、草津白根山、浅間山、新潟焼山、弥陀ヶ原、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山、富士山、箱根山、伊豆東部火山群、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島、硫黄島、鶴見岳・伽藍岳、九重山、阿蘇山、雲仙岳、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島

第41条第1項第1号に規定する「勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所」として指定するものは、上の表に掲げる火山における山上の観測点の所在する場所のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から徒歩によらなければならない場所で、当該場所までの徒歩による距離が片道1,500メートル以上であり、かつ、その所要時間が片道45分以上の地点に所在するもの
- (2) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から再び交通機関又は自動車等を利用することができる最初の地点まで徒歩によらなければならない区間で、当該区間の徒歩による距離が2,000メートル以上であり、かつ、その所要時間が1時間以上の区間内に所在する場所のうち、徒歩を開始する地点から最遠の地点に所在するもの（(1)に該当するものを除く。）
- (3) 地方公共団体等の公共機関により、火山の爆発、地殻変動、噴気、有毒ガス等の火山活動による災害から住民、登山者等の生命及び身体を保護する目的をもって、立入禁止、登山規制、立入注意等がなされている区域内の所在するもの（(1)及び(2)に該当するものを除く。）

別表第11 (第41条関係)

研究林の名称	所在地
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部天塩研究林	北海道天塩郡幌延町字間寒別
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部中川研究林	北海道中川郡音威子府村 北海道中川郡中川町
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部雨竜研究林	北海道雨竜郡幌加内町
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部苫小牧研究林	北海道苫小牧市字高丘
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部檜山研究林	北海道檜山郡上ノ国町字小森
北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部和歌山研究林	和歌山県東牟婁郡古座川町平井字成井谷

別表第12 (第44条関係)

	所在地	施設	級地区分
北海道	日高郡新ひだか町静内御園111	北方生物圏フィールド科学センター 耕地圏ステーション 静内研究牧場	1級地
	雨竜郡幌加内町字母子里	北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 北管理部雨竜研究林	1級地
和歌山県	東牟婁郡古座川町平井559	北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション 南管理部和歌山研究林	2級地

別表第13 (第45条関係)

	所在地	施設
北海道	中川郡音威子府村音威子府	北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション北管理部中川研究林
	天塩郡幌延町字間寒別	北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション北管理部天塩研究林

別表第14 (第53条関係)

寒冷地の区分	支給地域
1級地	名寄市 天塩郡幌延町 中川郡音威子府村 雨竜郡幌加内町
2級地	札幌市 苫小牧市 厚岸郡厚岸町 余市郡余市町 有珠郡壮瞥町 虻田郡洞爺湖町 亀田郡七飯町
3級地	函館市 室蘭市 日高郡新ひだか町

別表第15 (第53条関係)

寒冷地の 区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	26,380円	14,580円	10,340円
2級地	23,360円	13,060円	8,800円
3級地	22,540円	12,860円	8,600円
備考	「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表第14に掲げる支給地域に居住する扶養親族のないものうち、単身赴任手当を支給される職員（別表第14に掲げる支給地域に居住する扶養親族のある職員との権衡を考慮する職員を除く。）及びこれに準ずる職員を含まないものとする。		

別表第16 (第54条関係)

入試区分	担当区分	手当額	
大学入学共通テスト 個別学力検査等（前期日程） 個別学力検査等（後期日程） 総合選抜型 私費外国人留学生入試 帰国生徒選抜	総務部門		
	責任者	1回当たり90,000円	
	部員	1回当たり60,000円	
	試験問題等 点検部会	部員	1回当たり15,000円
	試験場部会	部員	1日当たり10,000円
	試験場本部	事務担当者	1日当たり10,000円
	試験監督	監督員A	1日当たり8,000円
		監督員B	1日当たり5,000円
	救急医療部会	部員	1日当たり10,000円
	出題部会	責任者	1回当たり60,000円
		責任者補佐	1回当たり45,000円
		教科・科目責任者A	1回当たり60,000円
		教科・科目責任者B	1回当たり23,000円
		部員A	1回当たり50,000円
		部員B	1回当たり17,000円
	採点部会	責任者	1回当たり45,000円
		責任者補佐	1回当たり40,000円
		教科・科目責任者	1日当たり13,000円
		部員	1日当たり10,000円
	面接	責任者	1日当たり13,000円
面接員		1日当たり10,000円	
実施本部	部員	1日当たり8,000円	
大学院入試 編入学試験 専攻科入試	入試業務従事者	1回当たり4,000円	

備考

- 表に掲げる担当の定義は、国立大学法人北海道大学アドミッション本部規程（平成20年海大達第20号）及び表に掲げる入試区分ごとの実施要項等に定めるところによるものとし、当該要項等に定めのないものについては、次のとおりとする。
  - 試験問題等点検部会の部員とは、個別学力検査等前期日程及び後期日程の試験問題の点検業務（予備問題（追試験を行う場合その他の場合に使用する問題をいう。第4号において同じ。）の点検業務を含む。）に従事する者をいう。
  - 試験監督監督員Aとは、各試験の全日にわたり業務に従事する者をいう。
  - 試験監督監督員Bとは、各試験の半日にわたり業務に従事する者をいう。
  - 出題部会の教科・科目責任者Aとは、個別学力検査等前期日程及び後期日程の出題業務（予備問題の出題業務を含む。第6号において同じ。）に従事する者のうち、各教科・科目の責任者をいう。
  - 出題部会の教科・科目責任者Bとは、総合選抜型、私費外国人留学生入試及び帰国生徒選抜の出題業務に従事する者のうち、各教科・科目の責任者をいう。
  - 出題部会の部員Aとは、個別学力検査等前期日程及び後期日程の出題業務に従事する者のうち、責任者、責任者補佐及び教科・科目責任者以外の者をいう。
  - 出題部会の部員Bとは、総合選抜型、私費外国人留学生入試及び帰国生徒選抜の出題業務等に従事する者のうち、責任者、責任者補佐及び教科・科目責任者以外の者をいう。
  - 総合選抜型のうち、国際総合入試の入試業務従事者については、別表第16の右欄に掲げる手当額にあつては「1日」とあるのは「1回」と読み替えるものとする。
  - 私費外国人留学生入試のうち、現代日本学プログラム課程及びインテグレイテッドサイエンスプログラムの入試業務従事者については、別表第16の右欄に掲げる手当額にあつては「1日」とあるのは「1回」と読み替えるものとする。
- 大学院入試、編入学試験及び専攻科入試における入試業務従事者については、各研究科等において定める出題部会部員、採点部会部員等の担当ごとにそれぞれ1回として手当額を算出するものとする。